

平成 30 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
第 3 回 臨時 会 会 議 録

平成 30 年 12 月 21 日 開 会

平成 30 年 12 月 21 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録目次

12月21日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第10号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について	6
○日程第 5 議案第11号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
○閉 会	1

2

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会会議録

平成30年12月21日（金曜日）

○議事日程

平成30年12月21日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第10号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計
補

正予算（第2号）について

日程第 5 議案第11号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する
条例

の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 勝 亦 功 君	2番 勝間田 博文 君
3番 黒 澤 佳壽子 君	5番 杉 山 護 君
6番 鈴 木 豊 君	7番 遠 藤 豪 君
8番 高 橋 利 典 君	10番 藪 田 豊 造 君
11番 土 屋 光 行 君	12番 渡 辺 悦 郎 君
13番 大 窪 民 主 君	14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	勝 又 正 仁 君
事 務 局 長	長 田 喜 明 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
資 源 循 環 課 長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	勝間田 邦 雄 君

管 理 課 長	勝間田 誠 司 君
予 防 課 長	平 野 利 政 君
消防次長兼警防課長	谷 中 修 君
通 信 指 令 課 長	小 澤 進 君
御 殿 場 消 防 署 長	岩 田 誠 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	田 代 吉 久 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	芹 澤 明日美

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分

開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において1番 勝亦 功議員、2番 勝間田博文議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

平成30年第3回臨時会の会期は、本日12月21日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、第3回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第10号及び議案第11号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明させていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案1件、条例案1件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

それでは、議案第10号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」申し上げます。

今回の補正額は、1,700万1,000円の減額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ30億6,411万2,000円とするものであります。

補正の背景、要因といたしましては、9月補正予算編成後の事情変化によるものでございます。

歳出の主なものは、人事異動などを理由とした人件費の増減、消防車両導入事業の入札結果に伴います事業費の減額、来年度から東京オリンピック・パラリンピック組織委員会へ職員を派遣することに伴う経費の新設でございます。

歳入の主なものは、消防車両導入事業費の減額に伴う国庫補助金・県補助金・組合債の減額でございます。

次に、議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、平成30年人事院勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第4 議案第10号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました議案第10号について、御説明いたします。

資料3 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,700万1,000円を減額し、予算の総額を、それぞれ30億6,411万2,000円とするものです。

補正内容は、事項別明細書により歳出から御説明いたしますが、人件費の補正は、本年4月の職員人事異動による増減と、人事院勧告による給与改定等が主なもので、30ページから32ページにかけて、補正給与費明細書に取りまとめましたので、詳細説明は省略させていただきます。

それでは、24ページ、25ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の2、積立金は、それぞれ記載の基金に係る利子積み立てです。

次のページをお願いします。

3款衛生費は人件費のみの補正です。

次のページをお願いします。

4款1項1目常備消防費、2の車両管理費は、更新車両3台の入札結果により、事業費を減額するものです。

3の派遣事業費は、新規事業となります。

平成32年度に実施される東京2020オリンピック・パラリンピックに関して、自転車ロードレースの主会場となる小山町を管轄する当消防本部から1人を警備や

救護の担当として、来年度当初から、東京オリンピック組織委員会に派遣するよう、委員会側から今年度になり要請を受け、他の消防本部と同様に派遣を決めました。

派遣に当たり、今年度中の組織委員会への出席に係る経費や、派遣準備に係る経費について、補正をお願いするものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページ、15ページをお願いいたします。

3款1項1目消防費国庫補助金と、次のページ、4款1項1目消防費補助金は、歳出で御説明いたしました車両購入費の事業費の減により、それぞれの補助金を減額するものです。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目利子及び配当金は、説明欄に記載の2つの基金に係る利子の増額分です。

次のページをお願いします。

8款1項1目消防債は、高規格救急車導入事業の事業費の減により、起債額を減額するものです。

ページを戻っていただき、12、13ページをお開きください。

以上の歳出及び歳入の補正により、1款1項1目負担金については、1,204万3,000円の減額となり、内訳は、御殿場市が953万8,000円、小山町が250万5,000円の減額となります。

以上、議案第10号の内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

1点、質問いたします。

歳出の28、29の4款1項1日常備消防費、説明2の車両管理費、車両購入費500万円減額です。先ほど簡単な説明がありましたが、この500万円減額の理由をもう少し詳しく説明してほしいと思います。

歳入の14ページ、15ページ、そして、16、17の3款国庫支出金、4款の県支出金ですが、これはやはり車両購入費の500万円減額と関連した減額と思いますが、国庫補助金、県補助金の補助率について御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大窪民主君）

警防課長

○警防課長（谷中 修君）

ただいまの御質問にお答えします。

車両購入費における500万円の減額理由ですが、本年度は西分署配備の高規格救急車、須走分署配備の作業車及び消防本部配備の広報車の計3台の更新事業について予算を計上し、それぞれの車両の入札を執行いたしました。入札の結果、3台の車両とも予定価格を下回り、残額が生じたことにより、減額となったものです。

続いて、歳入の御質問ですが、本年度に更新します車両のうち、国庫補助金は西分署に配備します高規格救急車に、県補助金は消防本部に配備します広報車に係る補助金として計上しておりましたが、それぞれの車両購入費が減額になったことに伴い、国庫補助金及び県補助金ともに減額となりました。

御質問の補助率でございますが、国庫補助金につきましては、基準額の3分の2、県補助金につきましては、対象事業費の3分の1となります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第10号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計

補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第5 議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（長田喜明君）

ただいま議題となりました、議案第11号について、御説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお開きください。

本案は、平成30年人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料表及び勤勉手当支給率を改定するため、所要の改正を行うものです。

初めに、給与改定の概要について御説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお開きください。

1の給料表の改定につきましては、人事院勧告に準拠し、一般職員の給料表の水準を平成30年4月1日にさかのぼって、平均0.2%引き上げるものです。

具体的には、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の引き上げを行うとともに、若年層以外の職員についても、400円程度の引き上げを基本に、改定するものです。

なお、現在、当組合の給料表の1級の34号給以上は、国の行政職俸給表の2級を引用したものとなっており、国の1級より給与月額が高くなっておりますので、今年度実施した昇格期の前倒しを踏まえ、特に在籍者がいない1級65号給以上については、国に近づけるよう給与月額を引き下げ、また、国の俸給表に対して、組合独自に継ぎ足し部分となっている、在職者が見込まれない高位号給については廃止します。

次に、2の勤勉手当支給率の改定及び期末手当の均等配分につきましては、人事院勧告に準拠して、勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、期末手当の支給率を均等配分するものです。

具体的には、平成30年12月期の一般職員の勤勉手当支給率を0.05月、再任用職員についても0.05月、それぞれ引き上げます。

なお、来年度以降につきましては、平成30年12月期に引き上げた支給率を、6月期と12月期に均等に振り分ける内容となっています。

併せて、期末手当につきましても、これまで12月期の支給率の方が高かったものを、6月期と12月期に均等に振り分けるように改めます。

次に、3の年間給与支給総額についてですが、給料表及び勤勉手当支給率の改定に伴い、平成30年度の給与支給総額は、一般職の職員全体で約480万円程度、職員1人当たりの平均で、年間約2万7,000円の増額となります。

以上が、給与改定の概要です。

それでは、具体的な改正内容について、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開きください。

第1条関係について、説明いたします。

第4条の2は、引用条項の整理です。

第10条第2項と、次のページの第13条第2項及び第18条の2は、文言整理です。

第19条第2項は、12月期の勤勉手当支給総額の上限となる率を、一般職員については第1号の規定で100分の90から100分の95に改め、再任用職員については第2号の規定で100分の42.5から、100分の47.5に改めるものです。

次の6ページから15ページまでは、給料表を改正するもので、一般職の職員の給料表を、平成30年人事院勧告に準拠して改めるものです。

次に第2条関係について御説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。

第18条は、期末手当支給率を均等にするために、第2項の規定で一般職員については、6月期、12月期ともに、100分の130に改め、再任用職員については第3項の規定で6月期、12月期ともに、100分の72.5に改めるものです。

第19条第2項は、第1条関係で改めた勤勉手当支給率を、一般職員については第1号の規定で6月期・12月期ともに100分の92.5に改め、再任用職員については第2号の規定で6月期・12月期ともに100分の45に改めるものです。

19ページをお開きください。

附則について御説明いたします。

第1項は、施行期日を定めたもので、第1条関係の規定は公布の日から、第2条関係の規定は、平成31年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用期日を定めたもので、第1条関係で改正する給料表の改正は、平成30年4月1日から、勤勉手当支給率の改正は、平成30年12月1日から、そ

れぞれさかのぼって適用するものです。

第3項は、条例改正前に支払われた給与を、条例改正後の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなすことを規定するものです。

第4項は、規則への委任規定です。

以上が、本案の改正内容となります。

今回の給与改定は、平成27年4月1日からの給与制度の総合的見直しによる、給料表水準の平均2%の引き下げを挟んではおりますが、5年続いたのプラス改定となっています。

私ども職員一同、今後も、全体の奉仕者としての自覚のもと、厳正な規律や高い使命感、倫理観をもって職務に専念し、住民サービスの向上に努めるとともに、住民の皆様の期待と信頼に応えるべく、全力を挙げて職務に精励してまいります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第3回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時52分

閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 勝 亦 功

署名議員 勝間田 博文